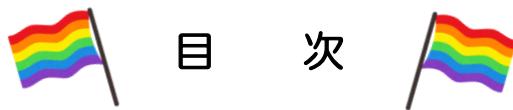


# 多様な性のあり方に関する サポートガイドライン



平成31年3月

船橋市



はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

## 1 多様な性に関する基礎知識

- (1) 性の4要素・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (2) SOGIとLGBT・・・・・・・・・・・・ 3

## 2 市民への対応

- (1) 窓口・電話での対応・・・・・・・・・・・・ 5
- (2) 公的証明書類等の性別欄の取扱い・・・・・・・・ 7
- (3) 公共施設の利用・・・・・・・・・・・・ 7
- (4) 災害時の対応・・・・・・・・・・・・ 8

## 3 職場での対応

- (1) 職場内での言動・・・・・・・・・・・・ 9
- (2) ハラスメントに係る相談体制・・・・・・・・ 9
- (3) 採用時の対応・・・・・・・・・・・・ 10

## 4 児童生徒への対応

- (1) 学校内の体制・・・・・・・・・・・・ 11
- (2) 教職員の理解・・・・・・・・・・・・ 12
- (3) 教室における配慮・・・・・・・・・・・・ 13
- (4) 課外活動等における配慮・・・・・・・・ 14
- (5) 事務・手続き等における配慮・・・・・・・・ 14

5 相談窓口 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

## はじめに

近年、性的指向や性自認については、平成26年12月にオリンピック憲章に「性的指向を理由とする差別の禁止」が盛り込まれる等、性的少数者的人権を守るために国際的な動きが進んでいます。また、日本においては、各自治体が多様な性についての理解を促進する様々な取組みを行ったり、マスコミが取り上げたりと社会的関心は高まっています。

本市においても多様な性について、講座の開催や啓発物の発行、情報誌に特集記事を掲載するなど市民や職員の理解促進に努めてまいりましたが、依然として性的指向や性自認に関する偏見や無理解により日々の生活の中で悩みを抱えている人がいます。

また、平成30年10月に本市職員を対象に行いました「性的少数者に関する職員の意識アンケート」では、「性的少数者に対して適切に対応できるか」の設問について、「あまりできない」もしくは「できない」と46.7%の職員が回答しており、約半分が対応に不安を持っています。

そこで、日常的に市民と接する市職員が行政窓口において、多様な性について正しい知識を持ち、性的少数者の方が抱えている困難を理解するとともに、寄り添った応対を心掛けることが大切と考えガイドラインを作成しました。

本ガイドラインが、身のまわりの習慣や常識となっている考え方を今一度点検し、性的指向・性自認に関する差別やハラスメントにつながるものはないか、見直しが必要なものはないか考えるきっかけとして活用されることを望みます。



# 1 多様な性に関する基礎知識

一人ひとりの人間が持っている性は、4つの要素から成り立っています。人それぞれに性のあり方は様々であることを知り、お互いの違いを受容し尊重し合うことが大切です。

## （1）性の4要素

### ① 身体の性別（Sex）

生物学的なオス・メスのことをいう。性器の有無など、身体的特徴によって、ある程度客観的に判断される。

### ② 性的指向（Sexual Orientation）

性的関心がどのような性別に向いているのか。

### ③ 性自認（Gender Identity）

自分の性別をどのように認識しているのか。

### ④ 性別表現（Gender Expression）

服装や立ち居振る舞い等、性自認に関わらず、外部に向けて表現する性。

4要素の組合せは多様で、「男性」と「女性」のように明確に分けられるものではないため、「性はグラデーション」と言われることもあります。



## (2) SOGIとLGBT

### SOGI (ソジ、ソギ)

全ての人の性のあり方に関わる LGBT よりも広い概念

性的指向 (Sexual Orientation)

性自認 (Gender Identity)

Lesbian

(レズビアン)  
同性に惹かれ  
る女性

Gay

(ゲイ)  
同性に惹かれ  
る男性

Bisexual

(バイセクシュアル)  
同性・異性に惹か  
れる人

Transgender

(トランスジェンダー)  
出生時に割り当てられた性別とは異  
なる性別を生きる（ことを望む）人

### LGBT

性的少数者の総称の1つです

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（性同一性障害者特例法）

性同一性障害とは、トランスジェンダーのうち医学的基準によって診断を下された人を指す用語です。平成16年7月に施行された性同一性障害者特例法により、戸籍上の性別変更が可能となりました。

○戸籍上の性別変更が可能な要件（性同一性障害者特例法第三条）

- 一 二十歳以上であること。
- 二 現に婚姻をしていないこと。
- 三 現に未成年の子がないこと。
- 四 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。
- 五 その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。

## コラム　LGBTに関係のある用語

アセクシュアル	他者に性的関心が向かない人
ヘテロセクシュアル	異性愛者
パンセクシュアル	人を好きになるときに相手の性別が条件にならない人
エックスジェンダー	性自認が女性／男性ではない人（中性、両性、無性、不定性など多様）
F T M (Female To Male)	出生時に割り当てられた性別は女性であり、自身を男性であると自認する人
M T F (Male To Female)	出生時に割り当てられた性別は男性であり、自身を女性であると自認する人
クエスチョニング (Questioning)	性的指向や性自認が明確でないままいる人
クィア (Queer)	元々は「変態」を意味する侮蔑語。これを逆手にとった性的少数者を示す表現
アライ (Ally)	「同盟者」「協力者」「支持者」という意味を持つ英語。性的少数者を理解し、応援、支援する人々
カミングアウト	自分の性的指向や性自認について、自らの意思で望む相手に伝えること
アウティング	他者の性的指向や性自認を、その人の同意なく、第三者に伝えてしまうこと
クローゼット	自分の性的指向や性自認を隠さざるを得ない状況

LGBTにクエスチョニング (Questioning) 又はクィア (Queer) を加え、「LGBTQ」などと呼ばれることがあります。他にも、多様なセクシュアリティという意味を表す「LGBTs」という言葉もあります。

## 2 市民への対応

公務に従事するにあたって、性的指向や性自認に関して必要な配慮は、人権の観点からも求められるものです。

一人ひとりが異なるように、性的指向や性自認は人それぞれであり、対応方法は1つではありません。不安を抱えて窓口に来られる方もいるため、事務を行う際には、相手の意向を汲むコミュニケーションが大切です。

### 府中青年の家事件

～平成2年に公共施設利用を拒否された同性愛者の団体が提訴した裁判の判例～

平成9年9月16日 東京高裁平成6年(ネ)1580号 抜粋

「・・・都教育委員会を含め行政当局としては、その職務を行うについて、少数者である同性愛者をも視野に入れたきめの細やかな配慮が必要であり、同性愛者の権利、利益を十分に擁護することが要請されるものと言うべきであって、無関心であったり知識がないということは公権力の行使にあたるものとして許されないことである。」



### (1) 窓口・電話での対応

- ① 本人が、自身の保険証や住民票、戸籍抄本、マイナンバーカードなどを提示する際には、書類上の性別と本人の外見や声、仕草などの性別が一致しないからと、必要以上に見比べたり、聞き直したりしないことが必要です。

#### 本人確認について

- ◆ 本人が、家族など他人の書類を誤って持ってきていないかを確認する。  
性別や氏名が周りに分からぬよう配慮し、書類等を指差し、「この書類で間違いありませんか」「こちらでよろしいですか」と尋ねる。
- ◆ 窓口で呼び出す場合は番号等が望ましいが、氏名を呼ぶ場合でも苗字だけにするなど周囲に性別が判明しないように配慮する。
- ◆ 一連の手続きで他の窓口につなぐ場合は、多重確認しないように工夫する。



② 電話対応時は、性別、またはパートナーが同性であることなどが電話の相手の周囲に気づかれないよう配慮が必要です。

パートナーが異性であるとの、固定観念、先入観、偏見を持たずに対応することが重要です。

### 望ましい電話対応

「～をお聞きしてもよろしいでしょうか」

「～という理解でよろしいでしょうか」

「お答えしにくい場合は、お答えしなくていいです」

等の言葉を使い、相手の意向を確認しながら対応する。



③ 子育て家庭の親が同性カップルの場合やパートナー間での暴力もあります。

④ 性別や関係性を決めつけるような表現は避けること。

パートナーが異性であるとは限りません。

《例》 夫、妻、旦那様、奥様 → 配偶者、パートナー  
お父さん、お母さん → 保護者の方、ご家族の方

## （2）公的証明書類等の性別欄の取扱い

法的に義務付けられたものや、事務の性質上必要であるものを除いて必要のない性別欄は削除する。なお、性別欄の有無について合理的必要性を判断する際には、以下の視点をもって行う必要があります。

○男女のニーズの違いを明確にし、政策に反映させる必要があるか。

○統計上、性別を知る必要があるか。

○本人確認の要件として、性別も必要か。

性別欄を設ける場合は、可能な限り、その必要性について記載することや、性別を選択する形式ではなく、自認する性を記入する形式にするなど、書類の目的に応じた配慮を行います。

### 《記載例1》

性別 ①男 ②女 ③( ) ※自認する性を記入してください。

### 《記載例2》

性別 ( ) ※自認する性を記入してください。



## （3）公共施設の利用

トイレや更衣室などの使用に関しては、本人の意思をなるべく尊重しつつ他の利用者との調整をどのように行うかなどを予め考える必要があります。

性別の区別のない「だれでも（多機能、多目的）トイレ」等の設置も有効ですが、その利用のみを強要し、利用者の性自認に適合した設備の利用を認めないことは相手を傷つけることにも繋がりますので留意することが必要です。

また、本人の意図しないところでのアウティングにも細心の注意が必要です。

### コラム 本人の意図しないところでのアウティングって？

自分の性的指向や性自認について、自分がカミングアウトした以外の人が知っていたら傷つく人もいます。そのため、カミングアウトされた職員は他の職員にその人の性的指向や性自認について情報共有をしなければいけない場合、必ず本人から合意を得るようにします。

#### (4) 災害時の対応

災害時には特別な状況となるため、全てに対応することは困難ですが、性的少數者に想定される課題を整理することは大切です。被災者の中に当事者が一定程度いることを理解する必要があります。

##### 避難所で必要な配慮・想定される課題（例）

###### 必要な配慮

- ・多目的トイレ（着替えや体の清拭にも利用）
- ・戸籍の性別のみに基づかず、本人のニーズをできるだけ尊重した物資支給が受けられるような配慮があること
- ・性別に関わらず、プライベートを確保できる空間があること
- ・避難所を運営する側に、性的指向や性自認の多様性に対する理解があること

###### 想定される課題

- ・誰にも話せないつらさ、話すことへの不安
- ・周囲の理解不足、偏見
- ・更衣室、共同浴場、トイレなど
- ・物資について周囲の認識と当事者の欲するものとが一致しない場合、受け取ることが困難になる（下着、衣類、化粧品）



### 3 職場での対応

自分の意図にかかわらず、言葉や態度が相手にとってハラスメントになりうることに注意します。

#### (1) 職場内の言動

性的指向や性自認は個人の尊厳に関わる事柄です。いわゆるホモネタ、レズネタ等の性的指向や性自認を揶揄する発言は、職場の雰囲気を和ませるためにあってもしてはなりません。性的指向や性自認は個人の特性であり、このような差別的言動は人権侵害であり、当事者である本人や、親族などに当事者がいる職員も傷つけることになります。

##### コラム 当事者が不快に思う言葉

差別的表現にあたりますので注意してください。

アブノーマル、ホモ、レズ、おなべ、おかま、オネエ、あっち系、男らしく・女らしく

#### (2) ハラスメントに係る相談体制

職場におけるセクシュアル・ハラスメントについては、被害を受ける者の性的指向や性自認にかかわらず、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上講すべき措置についての指針」(平成18年厚生労働省告示第615号)、いわゆるセクハラ指針の対象となることが明確にされました。(平成29年1月1日施行)

所属長や上司が相談を受けた際には、本人の訴えを真摯に受け止め、プライバシーに配慮するとともに適切な対応に努めます。

また、当人の性的指向や性自認について、他の管理職や周囲との情報共有が必要な場合は、必ず当人の同意を得た上で行うこととし、当人の了承なく、プライバシーや個人情報が周りに知られることのないよう徹底します。

## 船橋市職員のハラスメント防止に関する要綱

（職員の責務）～抜粋～

第3条 職員は、ハラスメントに関する次の事項について十分に認識しなければならない。

- 2 職員は、男女が対等平等なパートナーであると深く認識するとともに、セクシュアル・ハラスメントについて自覚し、職場において性的な言動をしてはならない。性的な言動とは、次に例示するような性的な関心や欲求に基づく言動をいい、性別により役割を分担すべきとする意識又は性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動も含まれる。
- 一 性的な内容の発言（冗談及びからかい、性的なうわさ及び性的体験等の質問、性別による差別発言等）
  - 二 性的な行動（卑わいな写真等の配布及び掲示、性的関係の強要、身体への不必要的接触、食事等の執のような誘い、執のような電話及びメール等）



### （3）採用時の対応

採用の可否は、仕事の適性や執務上の能力で判断するべきであり、性的指向や性自認によって不採用と判定することはできません。

また、面接時には、髪形や服装をはじめとする容姿等の、職務上の能力に関係ないことについて、差別的言動や相手を傷つける行動に気をつけます。

## 4 児童生徒への対応

平成28年4月に文部科学省は「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」を発出し、教職員の理解を促進する方針を示しています。

児童生徒の中にも性的少数者が一定数いることを前提に、学校として先入観をもたず適切に対応する必要があります。さらに、学校と同様に、図書館、児童ホーム等の児童が集まる施設の職員にも、正しい理解を促進していくことが必要です。

### （1）学校内の体制

#### ① 差別・いじめに対する姿勢

校長を中心にしてすべての教職員が、性的指向や性自認に基づく差別・いじめに対して厳しい態度で臨む姿勢を示すことが重要です。

性的指向・性自認に関して、他の児童生徒と異なることが、いじめの原因になることが考えられます。

学級・ホームルームにおいては、いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育等を推進することが、悩みや不安を抱える児童生徒に対する支援の土台となります。

#### ② 相談体制

すべての教職員が児童生徒からの言葉を丁寧に受け止め、不用意な言葉で傷つけないように配慮します。まずは悩みや不安を聞く姿勢を示すことが重要です。

相談に対して学校内での対応が難しい場合は、各種相談窓口を活用します。こうした相談には、極めて個人的且つデリケートな情報を含むため、意図せぬアウティング等しないよう対応には十分注意が必要です。

#### ③ 情報提供

児童生徒が性的指向や性自認に関する情報を得られるようにします。

羞恥心があつたり、ハラスメントや差別を恐れて教職員から情報を得難い場合も想定されます。そのため、校内に関連図書を置いたり、相談窓口の案内掲示など、児童生徒が自分自身で調べられる複数の手段を用意することを検討する必要があります。

#### ④ 学校生活の各場面での支援

児童生徒、又は、その保護者から相談があった場合は、可能な範囲で希望に寄り添う対応をすることが重要です。その際、プライバシーに配慮し、誰が情報を共有するかなど、本人、保護者、学校、関係機関等と連携しながら対応を考えます。新たな対応等が必要となったときは、児童生徒の成長に合わせて柔軟に対応します。

##### 【参考】

###### ・文部科学省が示す学校における支援の事例

〈文部科学省「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について（教職員向け）」より〉



〈項目〉	〈事例〉
服装	自認する性別の制服・衣類や、体操着の着用を認める
髪型	標準より長い髪型を一定の範囲で認める（戸籍上男性）
更衣室	保健室・多目的トイレ等の利用を認める
トイレ	職員トイレ・多目的トイレの利用を認める
呼称の工夫	校内文書（通知表を含む）を児童生徒が希望する呼称で記す 自認する性別として名簿上扱う
授業	体育または保健体育において別メニューを設定する
水泳	上半身が隠れる水着の着用を認める（戸籍上男性） 補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する
運動部の活動	自認する性別に係る活動への参加を認める
修学旅行等	1人部屋の使用を認める 入浴時間をずらす
健康診断	本人の意向を踏まえた上で、養護教諭は学校医と相談しつつ 個別に実施する。

### （2）教職員の理解

#### ① 学習会や校内研修の実施

性的指向・性自認に由来する児童生徒又は保護者からの相談や悩みに、すべての職員が対応できるよう、研修会などにより学んでいくことが大切です。

## ② 教職員、教員養成対象者への配慮

勤務する教職員や、保育施設や学校等での教員養成課程や研修生の受け入れの際に、当事者が性的指向・性自認による困難を抱えないよう配慮することが必要です。

## （3）教室における配慮

### ① 児童生徒の個別性の受容

児童生徒の性のあり方とそれに対する本人の自覚、受容の程度は個々に違いがあります。そして、児童生徒が置かれている家庭、学校の環境も大きく異なります。

相談に対して、学校として組織的な取り組みが重要であり、児童生徒が秘匿にしておきたいことを考慮して、他の職員等の間で情報を共有する意図を十分に説明し、本人から理解を必ず得ることが大切です。

#### 児童生徒から相談を受けた際のポイント

- ・セクシュアリティを決めつけない（「きっとトランスジェンダーだね」など）
- ・「話してくれてありがとう」と伝える
- ・何に困っているのか聞く
- ・誰かに話しているか、誰に話していいのか確認し、合意を得る
- ・支援や相談機関につながる情報を伝える
- ・最適な対応は一人ひとり異なるため、子どもとの対話の中で考えていく

（LGBT Youth Japan HP 参考）



### ② 児童生徒の発達段階に応じた人権教育の推進

性的指向や性自認についても、偏見や差別意識の解消を図るために教育を推進することが有効です。

性の多様性について扱われなかつたり、嘲笑の対象とされたりすることで、当事者である児童生徒が、自己否定や疎外感などを抱くことが考えられます。

性的指向や性自認について人権教育で扱う場合、教員が正しく理解し、学校生活のあらゆる場面で、人権尊重の意識が児童に根付くよう適切に指導・対応します。

### ③ 多様な生き方を考えた進路指導

性的少数者の児童生徒は、自分が他者と異なると考え、特に自身の将来を思い描きにくい状況にあります。児童生徒一人ひとりと向き合い、先入観なく進路指導を行い、進路や生き方について学ぶ機会には、多様な生き方があることを学べるようにします。

## （4）課外活動等における配慮

### ① 部活動、施設利用等に関する留意点

部活動やそれに伴う施設利用等に関し、戸籍上の性別を理由に制限しないようにします。また、施設利用等に際し、性別による違いがある場合には、本人と相談のうえで配慮を検討します。

### ② 役割分担への配慮

戸籍上の性によって役割分担の選択肢が制限される場合には、本人の希望に添えるよう対応を検討します。

合唱コンクールで声の高低があわない、運動会で本人または周囲の児童に危険が伴う等の理由から、希望の役割を与えられない場合も、本人がやりがいを持って臨めるような別の手段（運動会では性別に関わらない種目に登録させる等）を検討します。

この場合も、本人との話し合いや、このことを理由に他の児童たちとの溝が深まることのないように配慮します。

### ③ 課外活動先における情報共有

課外活動では、児童生徒への対応に不慣れな方が関わることがあるので、性的指向・性自認に悩む児童生徒への一般的な対応について、予め指導者に対して当ガイドラインや関係リーフレットを配布することで事前の周知に努めます。

ただし、安全配慮等の必要から、当事者である児童生徒を特定して先方に伝えざるを得ない場合は、必ず事前に本人に十分な説明を行い、合意を得ることで、意図せぬアウティングに注意します。

### ④ 標準服等の選択肢の配慮

標準服や体操着、水着など、男女で異なる場合は、選択肢を用意する、もしくは児童生徒の申出によって使用を認めることを検討します。

ジャージや、そのままの標準服で構わないなど、児童によって様々なケースが考えられるので、戸籍での性別を理由に一元的な対応をしないよう注意し、本人及びその保護者との話し合いによって、その児童生徒ごとにルールを定める配慮も必要です。また、児童生徒の成長とともに、ルールを変えることも柔軟に検討します。

## （5）事務・手続き等における配慮

学校への提出書類や生徒証、学校内での一覧表（名簿や掲示物・配布物）や、学校が配布したり、校内用に作成したりする書類、卒業証明書も含め、性別記載欄の必要の有無を見直し、必要ない場合は性別欄の削除を検討します。

## 5 相談窓口

① 船橋市の窓口（平成31年4月から）  
市内在住・在勤・在学の方が対象となります。

### ◆ 女性の生き方相談（電話・面談、要予約）

市民協働課 047-436-2107  
毎週金曜日 午前10時～午後4時、  
第3水曜日 午後4時30分～午後9時

### ◆ 男性の生き方相談（電話相談のみ）

相談専用 047-423-0199  
毎週月曜日 午後7時～午後9時  
(受付は午後8時30分まで)  
(祝日の場合、翌火曜日)

### ◆ 法律相談（要予約）

市民の声を聞く課 047-436-2787  
毎週月曜日、火曜日、水曜日、金曜日  
午前9時30分～午後2時50分  
毎週木曜日（船橋駅前総合窓口センター）  
午後4時30分～午後7時40分  
第2土曜日、第4土曜日（船橋駅前総合窓口センター）  
午前9時～午後0時10分

### ◆ こころの相談

保健所地域保健課 047-409-2859  
月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

### ◆ 健康に関する相談

- ・中央保健センター 047-423-2111
- ・東部保健センター 047-466-1383
- ・北部保健センター 047-449-7600
- ・西部保健センター 047-302-2626

いずれも月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

◆ 教育相談（面談は要予約）

総合教育センター 047-422-7734  
月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

◆ 住まい探し等の相談

住まいるサポート船橋 047-437-0055  
月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

◆ 保健と福祉の総合相談

「保健と福祉の総合相談窓口」さーくる 047-495-7111  
月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

② 国の相談窓口

◆ 人権相談

- ・船橋駅前総合窓口センター  
第2、第3、第4木曜日 午後1時～午後4時
- ・千葉地方法務局 船橋支局  
月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分  
047-431-3681（船橋駅前総合窓口センターは面談のみ）

◆ 船橋総合労働相談コーナー（船橋労働基準監督署内）

047-431-0182  
月曜日～金曜日 午前9時30分～午後5時

③ 民間の相談窓口

◆ よりそいホットライン

0120-279-338



本ガイドラインは、

- ◆ 性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会監修「性自認および性的指向の困難解決に向けた支援マニュアルガイドライン」
- ◆ 文京区発行「性自認および性的指向に関する対応指針～文京区職員・教職員のために～」
- ◆ 千葉市発行「LGBT を知りサポートするためのガイドライン～誰もが自分らしく生きることを認め合う社会へ～」
- ◆ 豊島区発行「多様な性自認・性的指向に関する対応指針」
- ◆ 熊本市発行「LGBT などの性的マイノリティサポートハンドブック～熊本市職員として知っておくべき基礎知識～」
- ◆ 京都市発行「多様な性に関する職員ハンドブック～職員が理解を深めるために～」
- ◆ 文部科学省「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」
- ◆ 法務省「性的少数者に関する人権啓発サイト」

以上の内容を参考に作成しています。

多様な性のあり方に関するサポートガイドライン  
平成31年3月

協力 すこたんソーシャルサービス  
発行 船橋市  
編集 船橋市市民生活部男女共同参画センター  
〒273-0003  
船橋市宮本2丁目1番4号  
TEL047-423-0757  
E-mail : danjo@city.funabashi.lg.jp